



島根県報

平成25年 3 月 29 日（金）

号外 第 5 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	（青少年家庭課）	3
児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	3
障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（障がい福祉課）	3
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	（　　　　　）	5
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則	（　　　　　）	5

公布された条例等のあらまし

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う様式の整理（様式第16号の4関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定の整理（別表第2関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則（規則第27号）

1 規則の概要

(1) 規則の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則に改めることとした。

(2) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定及び様式の整理（第1条・様式第1号・様式第1号の2関係）

(3) その他規定の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則（規則第28号）

1 規則の概要

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う規定及び様式の整理（第1条―第4条・様式第1号・様式第3号関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第29号）

1 規則の概要

(1) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う様式の整理（様式第5号関係）

(2) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則
(規則第30号)

1 規則の概要

規定の整理 (第1条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規

則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第25号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則 (昭和27年島根県規則第72号) の一部を次のように改正する。

「

様式第16号の4中

①障害者自立支援法 ②児童福祉法
③介護保険法

を

」

「

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律 ②児童福祉法 ③介護保険法

に改める。

」

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条第2項の規定に基づく費用の徴収に関する規則 (昭和62年島根県規則第30号) の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の7の(3)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年島根県規則第88号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、「。以下「省令」という。）、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）及び障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）を削る。

様式第1号中「障害者自立支援法に」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」に改め、同様式添付書類2中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第1号の2中「障害者自立支援法に」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」に改め、同様式添付書類中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する規則（平成24年島根県規則第72号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法、」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第1号中「障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書」に、

「
4 障害者自立支援法上の該当する条文（事業者の区分）
」を「
4 法の該当する条文（事業者の区分）
」に、
5 （障害者自立支援法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項）第2号から第4号までに掲げる届出事項
」を

「
5 （法施行規則第34条の28第1項及び第34条の62第1項）第2号から第4号までに掲げる届出事項
」に改める。

様式第3号中

「障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）」を
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第29号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年島根県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第23条第1項第1号」を「第23条第1号」に改める。

様式第5号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第10号から様式第12号までを削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第30号

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成24年島根県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）」を「及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。